

事故等防止のために！！

1. 使用前に銃を点検し、機能の健全なものを使用すること。
2. 使用する銃と獲物とに適合する実包や弾丸を選定すること。
3. 他人の銃を使用しないこと。
4. 酒気を帯びて銃を手にしらないこと。
5. 装てんしていない時でも、銃口を人畜、建物、車、船など危険の生じる恐れのある方向に向けないこと。
6. 発射の必要性の起こる直前までは実包をこめないこと。
7. 銃に安全装置をかけたといっても安心しないこと。
8. 水平撃ちは絶対しないこと。
9. 矢先を確かめ、安全と捕獲の自信がなければ発射しないこと。
10. 発射の必要がなくなれば残弾を抜き取ること。
11. 必要のある場合以外、みだりに引きがねに手を触れないこと。
12. 危険な銃の扱い方をしている人には誰であっても注意し、注意されたらすぐに改めること。
13. たき火やたばこの吸い殻で山火事を起こさないよう注意すること。
14. 林業等作業者に対する誤射等の事故防止のため、国有林野等において狩猟を行う場合は、兵庫森林管理署に入林届の提出が必要です。
(詳しくは「**国有林からのお願い**」を参照してください。)
15. 狩猟の際には、オレンジ色等よく目立つ帽子とベストを着用すること。
迷彩服等周りとは区別しにくい服装は厳禁。
16. 猟犬による事故が発生しています。猟犬を放す際は、①安全確保できる人員の配置、②獲物を嗅ぎつけてから放すこと、③噛みつき癖のある猟犬は使用しないことを徹底してください。
17. 全ての飼い犬は【犬の登録】と【毎年狂犬病ワクチン接種】が狂犬病予防法により義務づけられています。詳しくは、お住まいの市役所または町役場までお問い合わせください。
18. わな猟も含め、地域住民や入山者等へは充分配慮を行ってください。
19. もし事故が起こった場合は、直ちに①警察、②市町・県農林振興事務所に連絡してください。